

岐阜県公報

第二千九百三十一号
平成三十年三月二十日

(火曜日)

目次

告示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 一六三
- 建築士法第十五条第三号の規定に基づく指定に関する告示 (建築指導課) 一六四
- 平成記念公園の名称及び区域の変更 (都市公園課) 一六四

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (選挙管理委員会) 一六四
- 個人演説会等を開催することができる施設の名称等の変更 (同) 一六五

公示

- 落札者等に関する公示 (健康福祉政策課) 一六六
- 公共測量の終了 (用地課) 一六六
- 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所 (都市整備課) 一六六
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可 (同) 一六七
- 設立届が提出された政治団体の名称等の公表中訂正 (法務・情報公開課) 一六七

告示

岐阜県告示第四百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山市土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域の変更		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
			前	後			
県道	岩井山線 高山市停車場	高山市山口町三九六八番 一、二地先から 同市同町一三〇二番 五地先まで	七・九	七・一	三・六〇	三・六〇	

岐阜県告示第四百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	古 鼠 川 餅 線	飛 驒 市 古 川 町 上 気 多 字 大 沼 七 七 六 七 番 四 地 先 々 大 同 市 同 町 同 字 同 七 七 五 番 六 地 先 々 大	後	前	後	前
			一〇・三 一八・五	九・〇 一五・二	一三・二	一三・二

岐阜県告示第百五十号

建築士法第十五条第三号の規定に基づく指定に関する告示（平成二十年岐阜県告示第
六百六十二号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

第一号中「卒業した後」の下に「（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）によ
る専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同号の表中「（昭和二十二
年法律第二十六号）」を削り、同表注中「（昭和三十一年文部省令第二十八号）」の下
に「又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）」を、「（昭和五
十年文部省令第二十一号）」の下に「又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部
科学省令第三十四号）」を加える。

岐阜県告示第百五十一号

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第十条の二の規定により、
平成記念公園の名称及び区域を変更するので次のとおり告示する。

平成三十年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 名称
ぎふ清流里山公園
- 二 区域
別図のとおり（別図は省略し、その関係図面を岐阜県都市建設部都市公園整備局都
市公園課において一般の縦覧に供する。）
- 三 面積
約一〇七ヘクタール
- 四 変更年月日
平成三十年四月一日

選挙管理委員会告示二

岐阜県選挙管理委員会告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項
の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、
第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及
び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙
権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつ
てはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た
数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える
数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を
乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年三月二十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 平成30年3月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,688,655人
- 2 総数の50分の1の数
33,774人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
311,082人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	339,656	113,219
大垣市	147,994	49,332
高山市	75,759	25,253
多治見市	93,837	31,279
関市	73,459	24,487
中津川市	66,104	22,035
美濃市	17,828	5,943
瑞浪市	31,587	10,529
羽島市	55,884	18,628
恵那市	42,822	14,274
美濃加茂市	42,386	14,129
土岐市	48,909	16,303
各務原市	121,182	40,394

可児市	95,098	31,700
山県市	23,269	7,757
瑞穂市	42,116	14,039
飛騨市	21,139	7,047
本巣市	43,067	14,356
郡上市	35,999	12,000
下呂市	28,325	9,442
海津市	29,785	9,929
羽島郡	38,902	12,968
養老郡	24,779	8,260
不破郡	28,777	9,593
安八郡	20,042	6,681
揖斐郡	57,423	19,141
加茂郡	42,527	14,176

岐阜県選挙管理委員会（岐阜県選挙管理委員会）
 公職選挙法（昭和二十五法律第四号）第六十一条第三号の規定による個人
 名簿を、岐阜県議会及び岐阜県選挙管理委員会（以下「岐阜県選挙管理委員会」と
 いう。）が、次のとおり選挙があった日のその直前にある。

- 平成三十三年三月二十日
- 岐阜県選挙管理委員会
 委員長 大 松 利 幸
- 1 名称等を変更した施設

市町村名	変 更 後 の 名 称		変 更 前 の 名 称	
	施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
恵 那 市	甲原コミュニティセンター	恵那市甲原3146番地3	甲原コミュニティセンター	恵那市甲原3171番地1
	300人			60人

2 指定を取り消した施設

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
恵 那 市	アグリパーク恵那総合管理センター	恵那市長島町永田600番地6
	明智生活改善センター	恵那市明智町大田877番地17
	カンホーパークしはら	恵那市甲原3150番地
	上矢作林業センター	恵那市上矢作町1820番地1
土 岐 市	土岐市肥田体育館	土岐市肥田町肥田1740番地
	土岐市西部体育館	土岐市下石町1015番地の1

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品等の名称及び予定数量 岐阜県健康科学センターで使用する電気 2,535,

000kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成29年12月6日

4 落札者を決定した日 平成30年1月19日

5 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝公園二丁目6番3号

株式会社エネット

代表取締役 武田 勉

6 落札金額 34,831,888円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県保健環境研究所総務課管理調整係

(2) 所 在 地 各務原市那加不動丘一丁目1番地

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年一月十五日から

同 年 一月二十五日まで

四 作業地域

可児市

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、多治

見取南地区市街地再開発組合から次のとおり当該組合の理事長の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により公示する。

平成三十年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 理事長の氏名 赤塚 勝彦
- 二 理事長の住所 多治見市本町二丁目九〇番地の三

市街地再開発組合の事業計画の変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成三十年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 市街地再開発組合の名称
高島屋南市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十六年十月十日から
平成三十五年三月三十一日まで
- 三 施行地区
事業計画書において表示するとおり
- 四 事務所の所在地
岐阜市神田町六丁目七番地二
- 五 設立認可の年月日
平成二十六年十月十日
- 六 変更認可の年月日
平成三十年三月七日

正 誤

(校正誤り)

平成三十年二月六日第二千九百十九号 設立届が提出された政治団体の名称等の公表（岐阜県選挙管理委員会告示第八号）六一頁表中「~~岐阜県選挙管理委員会~~」は「~~岐阜県選挙管理委員会~~」の誤り。

正 誤

(校正誤り)

平成三十年三月二日第二千九百二十六号 設立届が提出された政治団体の名称等の公表（岐阜県選挙管理委員会告示第十三号）一一二頁表中「~~岐阜県選挙管理委員会~~」は「~~岐阜県選挙管理委員会~~」の誤り。

平成三十年三月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社